

# 「令和2年4月 建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関するガイドライン」改定の概要

---

令和2年3月

- 国土交通省登録技術者資格へ民間資格の追加登録  
新たに32資格を追加登録し、合計320資格に増加

※適用: 令和2年2月7日以降に公告(公示)する業務より適用

- 評価基準の修正

「技術者の幅広い取り組み姿勢」の「学会誌などへの投稿の実績」について、対象の団体の一部を限定列挙していたものを条件明示へ修正、条件の追加

- 評価にかかる期間の変更

<企業> 業務実績 : 平成21年度以降 → 平成22年度以降  
<技術者> 業務実績 : 平成21年度以降 → 平成22年度以降

※適用: 令和2年4月1日以降に公告(公示)及び指名競争入札における指名通知を行う業務

- WTO政府調達協定適用基準額の改正について

建設コンサルタント等業務 6,800万円 → 6,900万円

※適用: 令和2年4月1日～令和4年3月31日までに締結する調達契約する業務

「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要

登録等の流れ

登録規程（登録要件の明確化）

登録要件

- 資格付与試験等を一回以上実施した実績
- 資格付与試験等の安定的な実施
- 受験条件が、広く一般に公表されていること
- 特定の者に利益を与えるものでないこと
- 資格付与試験等が別表の第一欄から第五欄に掲げる要件を満たす内容を有すること
- 試験問題の作成及び合格者の判定等にあたる者に、教授、准教授又は博士の学位を授与された者が含まれること
- 合格者の登録及び証明等について、管理番号を記載した証明書等の交付
- 合格者の知識及び技術の維持向上のための措置
- 登録の抹消等のための適切な審査手続

施設分野、業務、知識・技術を求める者の区分毎の必要な知識・技術

対象施設・業務に応じて設定

（例）

- 法令、技術基準等に関する知識
- 工学的基礎知識
- 経験
- 点検技術・点検方法に関する知識
- 診断技術・診断方法に関する知識
- 補修設計技術・補修設計方法に関する知識

大臣告示

国

登録要件の適合確認・登録

登録申請

※5年毎の登録更新

申請者（資格付与事業等の実施主体）

- 過去5年間の実績に基づき、申請書類（様式、誓約書、添付書類等）を作成
- 申請の次年度以降5年間、登録要件に適合した資格付与試験等を毎年1回以上実施

資格保有者の技術力の維持向上のための措置

民間資格の保有者

講習、研修の受講、CPDの取得等

発注者

- 業務の入札参加要件に登録資格を設定
- 指名業者選定時及び落札業者選定時に登録資格保有者を優位に評価

登録資格公示

資格の活用

## 分野別登録資格数(総計:320資格/R2.2追加:32資格)

### ●維持管理分野(点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数						計
	H27.1 ※R2.2更新	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2 (今回)	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	5
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	57
トンネル	5	13	8	3	1	2	32
舗装	-	-	-	9	1	4	14
小規模附属物	-	-	-	7	2	0	9
道路土工構造物(土工)	-	-	-	-	14	12	26
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8	16
堤防・河道	-	0	0	4	0	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	3
下水道管路施設	-	1	1	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	4
土木機械設備	-	2	0	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	30	239

※H27.1登録の50資格について、R2.2に更新

### ●計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数					
	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2(今回)	計
道路	3	3	0	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	0	3
砂防	2	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	16
港湾	14	0	0	0	1	15
空港	1	0	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1
都市公園等	2	0	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	0	13
宅地防災	-	-	1	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	5
計	62	13	4	0	2	81

国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

**適用対象案件**

**： 令和2年4月1日～令和4年3月31日までに締結する調達契約**

単位：万円

区分	改正後 【対象時期：R2.4.1～ R4.3.31】	現在 【～R2.3.31】
建設工事	69,000	68,000
建設コンサルタント等業務	6,900	6,800
上記以外の調達契約 (役務契約)	1,500	1,500
物品等の調達契約	1,500	1,500